

# 一般企業の農業参入ができるようになりました

～ 特定法人貸付事業のご紹介～



北 陸 農 政 局

このパンフレットは平成20年1月現在のものです。

## 目 次

事業の背景

事業の仕組み

参入を応援する支援措置

北陸における特定法人貸付事業実施市町村

北陸における一般企業の農業参入事例

北陸における一般企業の農業参入状況

問い合わせ先

# 事業の背景

農業者の高齢化や世代交代が進む中で、全国で38万haにも達している耕作放棄地を解消することが国内農業の活性化には不可欠です。このため、担い手の不足などにより耕作放棄地が相当程度存在する地域において、地域活性化と農地の有効利用の観点から、農業生産法人以外の法人のリース方式による農地の権利取得が可能になりました(農業経営基盤強化促進法改正(平成17年9月1日施行))。

## 概要

### 参入できる法人

一般の株式会社、NPO法人など、農業生産法人以外の法人であってもリース方式で農地の権利が取得できます。

農業生産法人とは、農地法上、農地の権利を取得できる要件を備えた法人です。

### 参入できる区域

耕作放棄地や耕作放棄されるおそれのある農地が相当程度あるところで、市町村が農業経営の基盤強化のために作成する基本構想で定めた区域です。

リースできる農地は耕作放棄地に限りません。

### 農地の借入れ

・ 市町村等ときちんと農業を行う等の協定を締結すれば、市町村又は農地保有合理化法人から農地を借りることができます。

・ 業務執行役員のうち、1人以上の者が耕作等に常時従事していれば借入れができます。



### その他

農業をやめるなど協定に違反した場合には、リース契約が解除され得る仕組みとなっていますが、協定違反がない限り、リース契約が解除されることはないので、期間中は安心して農地を利用できます。また、期間満了時には、農地の所有者等の了解を得た上で、借入期間を延長することが可能です。

# 事業の仕組み

特定法人貸付事業を利用して農業参入を行う場合には、

- ・どの地域(市町村)で農業を行うかの決定(参入区域の確認、市町村等との調整)
- ・市町村等との“事業の適正かつ円滑な実施を確保するための協定”の締結
- ・農業を行う農地について、使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けることの農業委員会の許可等の手続きを経た上で参入が可能になります。

## 1 参入区域

一般企業が参入できる区域が設定されています。

市町村が、耕作放棄地や耕作放棄地になりそうな農地等が相当程度存在する区域を、参入可能な区域として設定しています。



- ・参入区域の設定の仕組み

**市町村基本構想に規定**

市町村

耕作放棄地や耕作放棄地になりそうな農地等が相当程度存在する区域

～基本構想～

**参入区域**として設定

(耕作放棄対策マスタープランも組入れ)

同意

都道府県知事

どのような区域を参入区域として設定するかは市町村の判断によります。実際に参入をご検討される場合には、市町村に直接お問い合わせいただき、「参入可能な区域はどこなのか、どのような農地を借りることができるのか」ご相談され、話し合いを進めていただくことが大事です。

## 2 協定の締結

市町村との話し合いにより調整がなされれば、市町村等の農地の貸付主体との間で、役割分担や協定違反の場合の契約解除等を内容とする協定(事業を適正かつ円滑に実施することを確保するための協定)を締結します。

・協定の内容(X市とY建設会社との協定の例)

・法人の行う耕作又は養畜の事業の内容

(例) YはX市から借り受けたA集落に所在する2haの農地において稲作を行う。

・地域の農業における法人の役割分担に関する事項

(例) Yは、水路、ため池等の施設の維持管理等の取決めを遵守し、常時従事役員のうち1名を維持管理等の任務に当たらせる。

・協定の実施の状況についての報告に関する事項

(例) YはX市に対し、協定の実施状況等について毎年度報告する。

・協定に違反した場合等の措置など

(例) Yが協定に違反した場合には、X市は賃貸借契約を解除する。Yは、その場合には、自己負担で直ちに原状回復してその土地をX市に返還する。



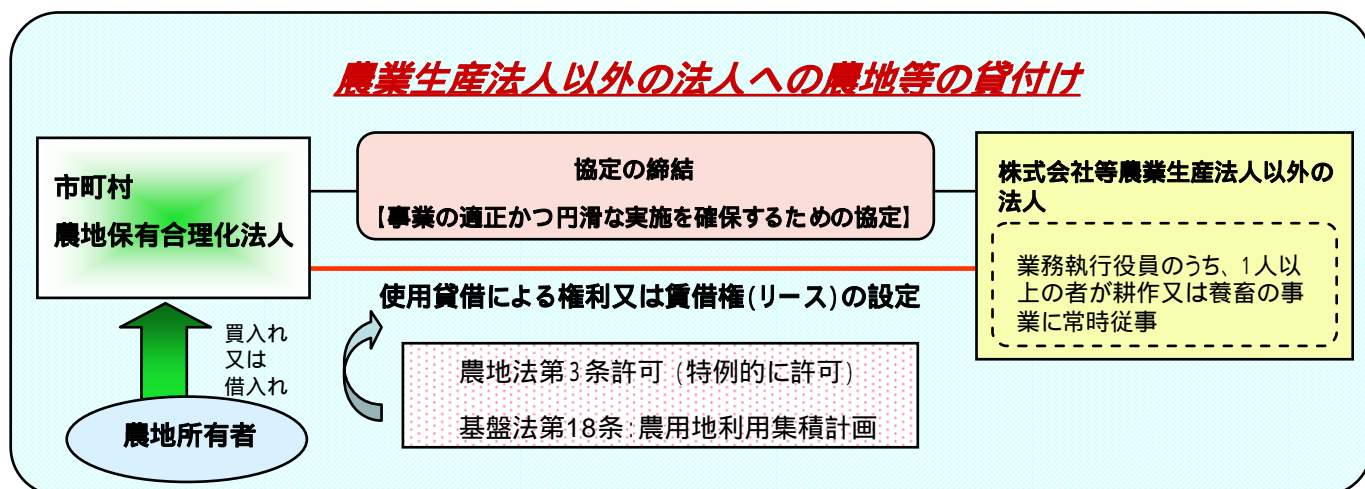
## 3 農地の借入れの許可等

実際に業務執行役員のうち、1人以上の者が耕作又は養畜の事業に常時従事していれば農地を借りることができます。

農業委員会の許可又は市町村による農用地利用集積計画の公告により、市町村又は農地保有合理化法人(農地の仲介を専門に行う法人)から農地を借りることができます。

借りられる農地は、所有者の高齢化などで耕作放棄地になりそうな農地などでもよく、必ずしも耕作放棄地である必要はありません。

・協定の締結、農地の借入れの仕組み



# 参入を応援する支援措置

フェーズ

平成19年度から、円滑な企業参入及び参入法人の地域農業の担い手としての経営発展を支援するため、参入を希望される法人への農地情報の提供などによる地域と法人とのマッチングの推進、法人に対する制度資金の融資など、総合的な支援（企業等参入支援総合対策）を実施します。

基礎的情報  
収集段階

**農業参入促進のための総合的な広報・相談活動** [企業等農業参入支援全国推進事業]

<b>研修会の開催</b> 法制度や農業参入の仕組み等を習得するための研修会を開催	<b>情報収集・広報活動</b> 農業参入促進のための手引書等を作成し、企業等へ配布	<b>個別相談活動</b> 農業参入を目指す企業等に対する個別相談活動を実施
--	---	---

参入検討段階

**農地情報の提供** [農地マーケット事業]

インターネットにより農地の貸借等の希望に関する情報を公開し、地域内外から農地の出し手・受け手を募集できる仕組みを構築。その中で、**企業等が参入に必要な農地に関する情報**を広く提供

協定締結段階

**農地利用の調整** [特定法人等農地利用調整緊急支援事業など]

企業等の積極的な農業参入を促進するための掘り起こし活動や**企業等が参入する農地の利用調整**活動を実施

就農準備段階

**農地リースの支援** [企業等農業参入支援推進事業]

企業等が利用する農地の**測量調査**等に必要となる経費、小作料一括前払いに必要な経費、**簡易な基盤整備**に必要な経費を支援し、企業等への農地リースを促進

平成20年度からは、**簡易な基盤整備**を特定法人自らが整備できるよう拡充

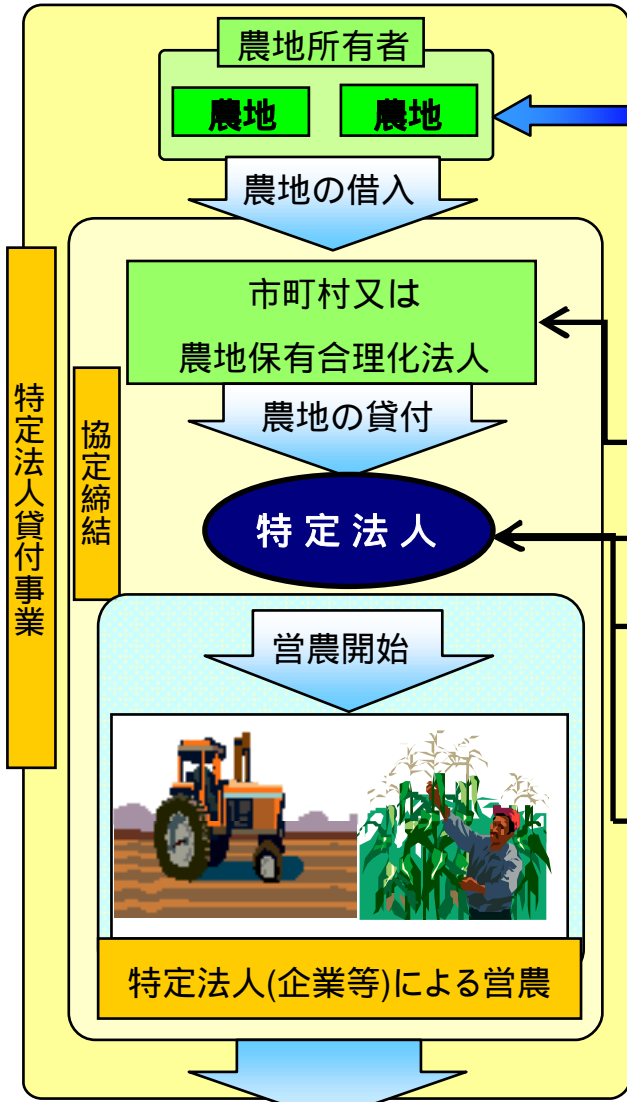
営農段階

**生産技術の支援** [強い農業づくり交付金 (新技術活用優良農地利用高度化支援)]

企業等への**営農計画**や**農業生産技術**等の**濃密な指導**等を行い、安定的な経営発展を支援

**施設整備等の支援** **農業用機械・施設の整備等に係る初期投資の軽減**

<b>企業等農業参入支援加速リース促進事業</b> 企業等への農業用機械・施設リースを支援し、農業参入の初期投資を軽減	<b>強い農業づくり交付金 (経営構造対策)</b> 認定農業者等の育成・確保等に資する生産・加工・流通施設、土地基盤の整備に対し支援し、農業参入の初期投資を軽減	<b>農林漁業金融公庫資金など</b> 農業経営の改善を図る農業用機械・施設を取得する経費等を経営体育成強化資金等により融通
--	--	---



**農業経営の定着**

企業参入支援総合対策の他にも各種支援措置を活用し、コストの低減等を図ることができます。

**認定農業者**(市町村に農業経営改善計画の認定を受けた者)になれば、さらに多くの支援が受けられます。

詳しくは農林水産省HP「担い手と集落営農」(<http://www.maff.go.jp/ninaite/>)をご覧ください

### スーパーL資金、近代化資金の無利子化措置

平成19年度～21年度までは、**無利子**で資金が借りられます。

### 無担保・無保証人によるクイック融資

小口の資金は**無担保・無保証人**、**最短1週間**で融資の可否を判断します。

### 地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業

融資で機械・施設等を導入する場合、個別経営体でも**自己負担部分の助成**が受けられます。

### 担い手アクションサポート事業

経営相談、法人化支援、技術指導など、あらゆる担い手向けの支援を**一元的に**受けることができます。

### 品目横断的経営安定対策

一定の経営規模がある場合、麦・大豆等を対象とした、諸外国との**生産条件格差から生じる不利を補正**するための補てん、米・麦・大豆等を対象とした、**収入の減少の影響を緩和**するための補てんを受けることができます。

自然災害によって被った収穫量の減少・品質の低下による経営への影響を緩和する支援があります。

### 農業災害補償制度

**農作物共済・家畜共済・果樹共済・畑作物共済・園芸施設共済**が用意されており、**共済掛金の約半分は国庫が負担**しております。

加入については、会社の住所がある区域の農業共済組合等に申し込むこととなりますが、地域により対象品目が異なりますので、詳しくは、都道府県の農業共済組合連合会又は地域の農業共済組合等にお問い合わせ下さい。